

令和4年度第2回堺市入札監視等委員会 議事概要

- 1 開催日時 令和4年11月11日（金）午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 堺市役所高層館20階 第一特別会議室（堺市堺区南瓦町3-1）
- 3 出席委員 3名
- 4 審議対象期間 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

5 会議の概要

(1) 報告案件

審議対象期間中における契約状況、入札参加停止等の状況について、事務局から報告を行った。

(2) 審議案件

堺市が契約締結した次の種別の契約（総契約件数272件）のうち、委員が抽出した5件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種 別	内 訳
建設工事	予定価格250万円を超えるもの
工事関連業務	予定価格100万円を超えるもの

- 6 審議の結果 これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

- 7 委員からの質問とそれに対する回答等 別添のとおり

【審議案件一覧】

契約方法	業種	案 件 名	契約金額(税込み)
一般競争入札	建築工事	浜寺小学校校舎改築工事	2,222,000,000円
一般競争入札	その他工事	石津水再生センター用水設備更新工事	616,000,000円
一般競争入札	建設コンサルタント業務	中村町ゲート設備更新実施設計業務	4,517,700円
随意契約	その他工事	泉北水再生センター1系沈砂池機械設備修理工事	26,400,000円
随意契約	その他工事	東工場第二工場空気圧縮機ほか改修工事	292,600,000円
		東工場第二工場ほか定期補修工事	269,500,000円

【浜寺小学校校舎改築工事】	
委員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>入札参加者が少ない原因、落札率が高い原因は何か。</p> <p>工期が長い案件であるが、分離・分割発注の検討は行ったのか。</p> <p>本案件は、令和3年度に総合評価落札方式を採用し、不調となった事案だが、同方式を採用した理由は何か。</p> <p>また、価格競争入札に切り替えて再発注したのはなぜか。</p> <p>建築系工事における総合評価落札方式の発注基準について、対外的に公表していく必要があると考えるが、検討はされているか。</p> <p>総合評価落札方式をめぐり、これまで本委員会からはどのような意見があったか。</p>	<p>工事期間が約4年間と長期にわたるため、技術者の拘束、物価上昇のリスク等の懸念や、学校敷地の周辺道路が狭あいである等の現地の施工条件上の制約が原因と考えている。</p> <p>施工条件を考慮した結果、一括での発注を行う方が、各工事の仮設計画やインフラの整備が計画しやすくなり、結果的に、事業全体の期間短縮につながるため、本発注内容とした。</p> <p>令和3年度の発注時は、予定価格が1億1千万円以上の工事の中から、金額規模や工事の難易度、そのほか工期等の要素も含め、総合的に判断し、発注部局により総合評価落札方式対象工事として選定した。</p> <p>令和4年度の再発注時は、発注時期が遅れ、限られた工期の中で、最適な発注方法を改めて検討した結果、総合評価落札方式ではなく、価格競争入札方式を採用することとした。</p> <p>現在、対外的に公表はしていないが、建築工事における総合評価落札方式の発注基準の公表については、今後、検討していきたいと考えている。</p> <p>これまでの審議においては、発注部局ごとのガイドラインの策定、発注基準の公表といった意見をいただいている。それら意見を踏まえ、現在、令和5年度からの見直しに向け、庁内関係部局と調整を行っているところである。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本案件は、現地の施工条件を踏まえ、最も効率的な工事内容と工期設定を行っていたとのことであり、発注内容自体に問題はなかった。</p> <p>ただし、長期にわたる工事は、入札参加者から敬遠される要因にもなり得るため、適正な規模での発注は、今後も心掛けていただきたい。</p> <p>次に、総合評価落札方式における発注基準の観点においては、本案件では、事業スケジュール等を総合的に考慮し、総合評価落札方式から価格競争に切り替えて再度発注を行ったとのことであり、入札結果だけを見ると、その判断は適切であったと考えられる。</p> <p>しかし、入札参加者からすれば、どのような案件が総合評価落札方式の適用となるのか、基準もないままでは曖昧になってしまうおそれがある。</p> <p>これまでの入札監視等委員会でも議論があったが、総合評価落札方式においては、工事内容に応じた適切な型式や、評価項目の設定ができるように、土木系工事や建築系工事など、発注部局ごとにガイドラインを策定することや、発注基準の明確化を行うことが必要と考える。</p> <p>現在、堺市では、令和5年度からの見直しに向けて調整中であるとのことを確認した。発注部局ごとのガイドラインの策定や、発注基準の明確化に向け、着実に取組を進められたい。</p>	

【石津水再生センター用水設備更新工事】	
委員質問	担当課等回答
<p>入札参加者が1者しかいなかったことについてどのように考えているか。</p> <p>競争性をより発揮するための他の発注方法などは考えられないか。</p> <p>特殊工事等共同企業体の内容及びその制度目的はどのようなものか。</p> <p>特殊工事等共同企業体のその他構成員として施工実績を積み、後の案件で代表構成員として受注した事例はあるか。</p>	<p>参加資格条件を満たす事業者が複数存在することは確認していたが、工事の更新対象機器について、将来的な施設運用や維持管理費用も勘案した機器仕様にした結果、1者のみの参加になってしまった。</p> <p>水処理設備を複合的に更新する場合などであれば、事業者の技術提案を受けて設計・施工・維持管理を一括で調達する手法なども考えられるが、本案件のような機器更新の規模であれば、技術提案などを引き出す余地が少なく、一括調達のメリットを見出し難いと考える。今後、他都市の状況などを調査の上、検討していく。</p> <p>施工実績を求める難易度の高い工事を対象とし、施工実績を有する代表構成員と市内企業で共同企業体を結成させるものであり、実績を持たない市内企業の入札参加機会の確保と、受注実績を積むことによる企業の技術力向上・育成などをめざすためのものとする。</p> <p>施工実績を求める同程度の規模の下水処理場設備工事において、市内企業が代表構成員になった事例は、現時点ではない。</p>
<p>《講評》</p> <p>本案件は、落札率が極めて高く、入札参加者が1者のみであったという点で、結果的に競争性が十分確保できていなかった。その原因として、発注仕様を満たす更新機器の種類が少なかったことが挙げられるが、更新機器に求める仕様が厳しすぎるものでは無かったか、他に競争性を発揮できる調達手法を含めて十分に検討されたい。</p> <p>また、本案件は、入札参加者のうち、代表構成員に工事施工実績を求め、その他の構成員は市内企業に限定するという「特殊工事等共同企業体」のみ入札参加できるものであった。その制度趣旨は、市内企業の入札参加機会の確保や市内企業の育成などがあるとのことだが、市内企業の育成について、同様の下水処理場設備工事において、市内企業が代表構成員になった実績は現時点ではないとのことだった。制度趣旨にある市内企業の育成につながっているかどうか、制度運用にあたっては十分に検証していただきたい。</p>	

【中村町ゲート設備更新実施設計業務】	
委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>1 回目の入札金額が市の予定価格と大きく乖離しているが、市の積算はどのように行っているのか。</p> <p>入札参加者間で入札金額が大きく異なっているが、どのような理由が考えられるのか。</p> <p>同様に入札不調のリスクが考えられる難易度が高い案件などにおいて、リスク回避の手法は考えられるのか。</p>	<p>電気設備や情報通信設備の設計に関する知識が必要であるなど難易度が高い内容ではあるが、下水道用設計標準歩掛表などによる積算を行っており、業務内容に即した適切な積算を行ったものと考えている。</p> <p>高い難易度に見合った技術者を自社で確保できるか、協力会社に再委託するなどにより確保するかで、積算価格に差異が生じたものとする。</p> <p>過去に他市等において発注実績がない特殊な案件や、難易度が高いことが想定される案件については、事前に業者見積りによる積算を採用することを検討する。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本案件は、電気設備や情報通信設備の設計に関する知識が必要であるという点で、通常の土木系の設計業務を行う事業者にとって難易度が高いものであった。そのため、業務履行が可能な技術者の確保が難しく、参加業者数がやや少なく、辞退者も多い入札結果となった。</p> <p>予定価格を上回る入札が多かった点については、入札参加者が難易度の高い業務に見合う技術者を積算に反映したため、市の積算上の価格を上回る入札となったとの説明があった。</p> <p>一方で、市の業務価格の積算が低すぎたのではないかという点については、積算基準に基づき、業務内容に即した適切な積算を行ったものとの説明があった。</p> <p>今後、本案件と同様に業務の難易度が高いことが想定される案件などについては、入札不調のリスクを回避するために、業者見積りによる積算を行うことも検討が必要ではないか。ただし、市として不当な予定価格の引き上げにつながらないように、見積りによる積算を行う場合の条件整理なども併せて検討されたい。</p>	

【泉北水再生センター1系沈砂池機械設備修理工事】	
委員質問	担当課等回答
<p>市の積算価格と受注者の見積りで乖離が大きかったのはどのような内容か。</p> <p>乖離が大きかった内容が、工事の施工品質に悪影響を及ぼすことはないか。</p> <p>予定価格を算出するに当たり、市の積算は適切に行われていたのか。</p> <p>随意契約を締結する場合に、事業者の見積り内訳をどのように確認しているか。</p>	<p>現場管理費や共通仮設費で乖離が大きく、直接工事費は適切に計上されている。</p> <p>例えば、市の積算において直接工事費に対する経費率計算により積算している現場管理費について、本案件においては、部品整備に際し、受注者の工場にて持ち帰り整備する内容であるため、安全管理などの経費について屋外工事で必要な現場事務所の経費などが不要となる。それらを含め、工事品質に悪影響を及ぼす手抜き工事につながるものとは考えていない。</p> <p>一般競争入札を行う場合と同様に、積算基準に基づき、適切に積算を行っている。</p> <p>法定福利費の計上が適切か、明らかに不適切な積算が行われていないかなどの確認を行っている。</p>
<p>《講評》</p> <p>本案件の市の積算価格と、受注者の見積り金額の内訳を比較したところ、共通仮設費や現場管理費に乖離があったが、直接工事費は適切に計上されていたことなどから、適正な履行に問題が生じるおそれはないとのことであった。</p> <p>また、市の積算価格の設定については、一般競争入札を行う場合と同様に、積算基準に基づいた積算を行っているとのこと、不適切ではなかったと考える。</p> <p>本案件のような随意契約を行う場合でも、法定福利費が適切に計上されているかなど、見積りの内訳書の確認を行っているとのことだったので、今後とも、随意契約においても入札案件同様に、工事の品質確保のために事業者の積算内容の検証を適切に行っていただき、適正な工事施工となるよう確認されたい。</p>	

【東工場第二工場空気圧縮機ほか改修工事 東工場第二工場ほか定期補修工事】

委員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>随意契約を行った理由は何か。</p> <p>2つの工事を個別の発注とすることで、重複するコストはあるか。ある場合、それらに対し、どのような対応を取っているか。</p> <p>2つの工事は施工場所、契約相手方が同じで、工期も重なる部分があるが、同一工事で発注することはできないのか。</p> <p>経済性が向上する点や、議会の議決を経ることで公正性・透明性が担保される点を踏まえ、工事を一体として発注することが望ましいのではないか。</p>	<p>当該施設について、一連の設備は、プラントメーカーのみが知り得る技術を結集し、設計・施工されており、それぞれが密接に関連し、一体的に制御されている。</p> <p>このため、当該施設が有する性能を正常に発揮させるためには、プラントメーカーのみが有する知見が必要となり、既存の設備と密接不可分な工事となることから、「堺市建設工事等における随意契約のガイドライン」に沿って、それぞれ随意契約を行った。</p> <p>積算上、重複するコストとして考えられる項目は共通費がある。共通費については、積算上は一体の工事という仮定の元に計算し、先行工事で計算した共通費を差し引いて、残りの後発工事の共通費としており、個別工事ごとに共通費を計算するよりも減額される工事費の計算となっている。</p> <p>定期補修工事は、焼却炉の清掃等のメンテナンスを行うもので、会計的には年度毎の「修繕料」になる。一方、改修工事は、施設の延命化を目的に設備の更新や改良を行うもので、「工事請負費」になり、工期が複数年に渡ることもある。</p> <p>それぞれの工事は、地方自治法施行規則に則り、目的の違いから修繕料と工事請負費に予算が分けられるもので、予算費目を取り違えた場合は監査等での指摘も懸念されることから、これまで予算毎の発注は通常の運用とされてきた。現時点では懸念事項が多く、同一工事で発注できるかは不明である。</p> <p>両工事は、予算費目が異なる根本的な目的の違いや発注前後のプロセスが大きく異なる等、性質が異なるため、一体発注する場合には、その手法については、慎重に検討を実施していく必要があると考える。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本案件は、一体での発注が困難な理由として、両工事の性質が異なることを挙げているが、個別の発注とする根拠としては不十分であると考え。また、今回の事例では、両工事の工期は極めて近接しているため、発注時期を同時期とし、一体工事にできる余地はあったのではないかと考える。一体で発注するための手法については、今後検討するということであり、その検討の結果に期待する。</p> <p>本案件は、大規模かつ極めて重要な工事であり、2つの工事を一体として行う場合には、議会の議決が必要となる金額規模であるため、その重要性を十分認識し、議会の議決を回避するために2つの工事を個別発注したとの疑念を生じさせないように、公正性・透明性が一層担保されるよう努めるべきであると考え。</p> <p>以上のことから、工事を一体とすることで、経済性が向上する点や、市民の代表である議会の議決を経ることで公正性・透明性が一層担保されることを念頭に置き、改修工事と定期補修工事は一体での発注が望ましいのではないかと考える。</p> <p>今後は、このような工事について、個別発注で一律に運用するのではなく、毎回一体発注できないかの検討を行い、両工事が同時期に発注できる場合は経済性・合理性の観点から一体で発注を行う等、積極的な取組を検討していただきたい。</p>	